主

原判決を破棄する。被告人を決合のようなのである。

原審の未決勾留日数中四〇〇日を右本刑に算入する。

里 住

(本件の経過)

本件公訴事実の要旨は、被告人は、Aと共謀のうえ、いわゆる鉄パイプ爆弾を使用して大阪府寝屋川警察署を襲撃しようと企て、昭和四四年一一月一七日午前零時一〇分過ぎころ、三本ずつに東ねた鉄パイプ爆弾五東(計一五本)を治安を妨げ人の身体財産を害せんとする目的をもつて同警察署庁舎正面玄関前及び南側通用門内などに投げつけて爆発物を使用し、これを爆発させて現に人の住居に使用しかつ一八名の警察官が現在する同警察署庁舎の一部を損壊するとともに、折から在署当直勤務中の一八名の警察官の公務の執行を妨害し、そのうちの六名と時事通信社社員一名に傷害を負おせた、というのである。

原判決は、九名の警察官に対する公務執行妨害の点を除いてほぼ公訴事実どおり の事実を認め、被告人に対し懲役七年、未決勾留日数中四〇〇日本刑算入の刑を言 渡した。九名の警察官に対する公務執行妨害罪が成立しないとした理由は、「被告 人が共犯者のAとともに判示のように本件鉄パイプ爆弾を投げつけたときには、 部B、巡査部長C、巡査D、同E、同F、同G、同H、同I及び同Jの九名の警察 官については、いずれも当直勤務時間内とはいえ、宿直室などで休憩又は仮眠して 待機していたり、次番者との交替のため休憩室に赴く途中であつたものであるか 具体的、個別的に特定された職務の執行に従事していなかつたことが明らかで ある。もつとも、これら九名の警察官は休憩又は仮眠中といえども当直の職務であ る緊急事態が発生すればその処理等に即応しうる状況にあり、現に本件鉄パイプ爆 弾の爆発を知るや、最後の第五回目の爆発までには仮眠中の警察官さえも同署玄関 前路上などに飛び出して犯人の捜索等に従事しているのであつて、 替制当直勤務における休憩がその間当該警察官を当直勤務から解放する性質のもの でないことは検察官所論のとおりであるが、本件のように、右警察官らが本来の執 務場所から離れ、宿直室などにおいて二時間又は三時間の長時間休憩しようと仮眠 しようと自由に待機態勢をとりうる状況においては、右警察官らは刑法九五条一項 によつて保護されるべき具体的、個別的に特定された職務を執行する状態になかつ たものと認めるのが相当である」、また、「公務執行妨害罪が成立するためには、 公務の執行がその妨害となるべき暴行又は脅迫行為に先行する形で存在することが これを本件についてみるのに、……被告人らが、右鉄パイプ爆弾五束 (一五本) を投げつけ、その衝撃によりこれが爆発すべき状態においた段階で本件 公務執行の妨害となるべき暴行行為は終了し、前記のとおり具体的、個別的に特定 された職務を執行していた巡査部長K外八名に対する公務執行妨害罪は既遂に達し ているものと解すべきである。したがつて、被告人らの関知しない何らかの理由に よつて本件鉄パイプ爆弾の投てきから爆発完了までに数分間の時間を要し、 に前記警部B外八名を含め全員により検察官主張のような捜査活動が開始され、そ れが右暴行行為終了後の結果により偶然阻害されたとしても、そのために、 先行する形で具体的、個別的に特定された職務を執行していなかつた右B警部外八 名についてまでも右暴行行為が公務執行妨害罪の定型性を帯びるということにはな らない」というのである。

これに対し、検察官から控訴が申立てられたのである。

(控訴趣意及び答弁)

本件控訴の趣意は、大阪地方検察庁検察官村上流光作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用する。その要旨は、(一)原判決がB警部ら九名の警察官に対する公務執行妨害罪の成立を否定したのは、事実誤認ひいては法令適用の誤である、(二)原審が被告人の司法警察員及び検察官に対する各自白調書の任意性に疑があるとしてこれらを証拠に採用しなかつたのは、刑事訴訟法三一九条一項の適用を誤つた訴訟手続の法令違反にあたる、(三)被告人に対する原判決の刑の量定は著しく軽きに失し不当である、というのである。

これに対する答弁は、弁護人石川寛俊作成の答弁書に記載のとおりであるから、 これを引用する。

(当裁判所の判断)

- 公務執行妨害罪の成否について (一) 控訴趣意に対する判断 (1) 検察官の控訴趣意(一)は、被告人らが本件鉄パイプ爆弾を投てきした時点における前記警察官らの職務執行についての原判断を争うものであつて、その要旨は、原判決は、警察における交代制の当直勤務の特殊性を看過し、公務執行妨害罪の保護の対象となるべき「職務」及び「職務ヲ執行スルニ当リ」の意義を極端に狭く制限的に解釈した結果、「休憩」中であつたB警部ら九名の警察官の仮眠あるいは休憩待機などの所為が当直勤務の執行の中断ないし停止の外観を呈しているところから、これら警察官は当直勤務の職務から離脱した状況下にあつたものとところから、これら警察官は当直勤務の職務から離脱した状況下にあつたものとある。 断して刑法九五条一項を適用しなかつたものであつて、結局事実を誤認し、ひいては同条項の解釈適用を誤つたものというべく、その誤が判決に影響を及ぼすことが明らかである。というのである。

明らかである、というのである。 (2) そこで、まず、関係証拠のほか当審の事実取調の結果により、本件犯行 当夜における寝屋川警察署警察官の勤務状況をみると、B警部を含む前記一八名外 二名の警察官が同署長の命令で勤務についており、右一八名のうち九名が当直勤務

員、残りの九名が当務外勤勤務員であつた。

、当直勤務員とは、通常の勤務時間外である体目のである。 「通常の勤務時間外である体目をは退庁時後において方言の、 「一方である、「一方であるが、 「一方であるが、 「一方であるが、 「一方であるが、 「一方であるが、 「一方であるが、 「一方での、 「一方である。」 「一方での、 「一方では、 「一方で、 「一方では、 「一方では、 「一方では、 「一方では、 「一方で、 「一方では、 「一方では、

(3) 次に、原判決において公務執行妨害罪の成立が否定されたB警部ら九名の警察官について、本件鉄パイプ爆弾が投てきされた時点における具体的な勤務状況をみるに、関係証拠によると、以下の事実が認められる。

すなわち、当直勤務員については、当夜、当直管理責任者であるB警部の指示で、担当職務に応じ、職務の繁閑により適宜又は二、三時間の交代で休憩が与えられており、原判決の認定のとおり、前記B警部ら五名の警察官は右爆弾の投てき時には右の休憩に入つていた。具体的に述べると、いずれも起番の勤務を終えた後、B警部は一一月一七日午前零時ころから寝屋川警察署三階宿直室に入り休憩し、D

巡査は同日午前零時ころから同署一階パトカー待機室において休憩し、E巡査は同日午前零時ころ通信勤務の次番者と交替するため相勤のQ巡査部長に電話受付を頼んで同署三階から二階休憩室に行こうとしており、F巡査は前日の一一月一六日午後一一時五〇分ころから同署三階宿直室において休憩し、C巡査部長は同日午後一〇時ころ右宿直室に入つて休憩・仮眠していた。

一方、当務外勤勤務員のうち、自動車警ら警務員については、通常の勤務時間表に従つて勤務と休憩が行われており、派出所勤務員については、当夜の当直管理責任者であったB警部の定めた特別の勤務時間表に従って勤務と休憩とが行われており、右爆弾の投てき時には、前記G巡査ら四名の警察官は、原判決の認定のとおりの場所でそれぞれ休憩に入っていた。具体的に述べると、G巡査は一一月一六日午後一一時二〇分ころから同署三階宿直室において休憩・仮眠し、Ⅰ巡査は同日午後一一時三〇分ころから同署一階パトカー待機室で休憩・仮眠し、Jは同日午後一一時三〇分ころから同パトカー待機室で休憩・仮眠していた。

(4) 以上認定の事実関係のもとで休憩中の九名の関係警察官が刑法九五条一項にいう「職務ヲ執行」中であつたと認められるか否かの検討に移るに、検察官は、当直勤務員であつた警察官も、当務外勤勤務員であつた警察官も、等しく緊急事態に対し迅速に対処するため休憩の形で待機していたとみるべきであるから、ともに公務の執行中であると主張するが、同じく休憩といつても右の二種類の警察官のそれは適用法令を異にし、別個の取扱いがなされているので、これを区別して考察することが必要である。

最初に当直勤務員の休憩について検討するのに、輪番制の宿日直勤務は **(1)** 通常の勤務に比して労働密度の特に薄い監視業務又は断続的な業務にあたるところ から、労働基準法四一条三号、同法施行規則二三条によって、使用者において行政 官庁の許可を受けたときは、休憩、労働時間等の規定が適用されないものとされて いる。地方公務員である警察官に関しては、同法施行規則三四条、地方公務員法五 八条三項、四項に基づき、所轄警察署長が都府県人事委員会の許可を受けることに より右の休憩等の法適用が除外されることとされており、大阪府においてもこの許 可を受けて当直勤務員の指定、勤務が行われていた。したがつて、当直勤務員については、労働基準法上、就労義務から解放する休憩を与えることが義務づけられて おらず、現に警察の内規等においても、そのような意味での休憩は与えられていな かつた。すなわち、前記大阪府警察処務規程、寝屋川警察署処務細則によると、 直勤務員の勤務方法は「起番」と「休憩」の交代制であつて、当直勤務員は、休憩の間、仮眠することも自由であるが、常に所在を明らかにし、庁外に出るときは当 直管理責任者に報告するとともに、指定の休憩室で休憩を行い、非常の警報ブザ が鳴つたときは警棒を携行して公かいに集合することが義務づけられていたのであ つて、検察官所論のとおり、休憩という文言が用いられていても、それは就労義務 のある勤務時間中であつて、休憩という形で待機していることが予定されていたも のである。そして、原判決もまた、前記のとおり、この点は認定、判示しているの である。

小法廷判決参照)、右にいう具体的・個別的に特定された職務の執行にあたつているというためには、単に当該公務員が就労義務を負う勤務時間内にあり、かつ、そのことを認識していることをもつて足りるものではなく、より具体的・個別的に特定された職務を現に担当していることを要するものと解するのが相当である。そのことは、刑法九五条一項の保護法益からばかりでなく、同条項が職務を「執行スルニ当リ」と特に規定する文言とその沿革からも、容易にこれを導き出すことが〈要当一〉できるのである。これを本件についてみるのに、Bら前記五名の当直勤務員は、起番中の捜査・公かい・〈/要旨第一〉通信等の勤務をいつたん終えて他の当直勤務員と交代し、その勤務地点から離れた署内宿直室などにおいて二時間ないし三時間の休憩に入つていたものであるから、勤務時間中であつても、すでに具体的・個別的に特定された職務の担当から離れた状態にあり、刑法九五条一項にいう「職務ヲ執行スルニ当リ」の状態にはなかつたものというほかはない。

もとより、右条項にいう職務には、ひろく公務員が取扱う各種各様の事務のすべ てが含まれるのであるから、具体的・個別的に特定された職務といつても、必ずし も具体的・個別的な作為を意味するものではなく、また、職務の性質によつては、 その内容、職務執行の過程を個別的に分断して部分的にそれぞれの開始、終了を論 ずることが不自然かつ不可能であつて、ある程度継続した一連の職務として把握す るのが相当と考えられるものがあることはいうまでもない(前記昭和五三年六月二 九日第一小法廷判決参照)。しかしながら、本件のように交代制で「起番」と「休 想」が行われる警察官の勤務の場合には、休憩自体を具体的職務と観念すべき合理的根拠がないばかりでなく、起番と休憩とを連続した一連の職務として把握し、その全体を職務の執行と解すべき合理的根拠も存在しない。また、一般に「待機」という形態における具体的・個別的な職務のあると思ない。また、人によれば、それは行 機していることがまさに具体的・個別的な担当職務と認められる場合に限られるの これを無限定に一般化し、公務員特に警察官は勤務時間中にあつては その具体的状況のいかんを問わず常にすくなくとも待機の職務に従事しているとの 結論に導くのは、失当である。すなわち、本件の場合には、具体的・個別的な担当職務としての待機ではなく、これから離れて休息するための待機であつて、両者は厳格に区別して認識することが必要なのである。さらに、検察官は、当直勤務の特 殊性を強調し、当直勤務であるかゆえに休憩中も職務の執行中とみるべきであると 主張するが、これは通常の勤務に比して労働密度が薄いことを根拠として法律上の 休憩の付与を義務づけられていない当直勤務に関し、逆に通常の勤務より以上の労 働密度が存在することを前提とするものであつて、採用することができない。な お、検察官の指摘する判例はすべて本件とは事案を異にし、適切ではない。

- 執行中にはなかつたものというべきである。 (5) 以上のとおりであるから、関係警察官らが職務の執行中であつたか否か についての原判決の認定、判断は、その理由はともあれ結論においては、上述した 当裁判所の認定、判断と同じであつて、検察官所論のような事実誤認、法令適用の 誤はないので、論旨は理由がない。
  - (二) 職権による判断

(1) しかしながら、職権によりさらに検討を進めるに、以下の点において、 公務執行妨害罪の成立を否定した原判決は法令の適用を誤つた違法があるものと認 められる。

- (3) してみると、本件爆発物の第一回目の爆発により直ちに犯人捜索、証拠 収集等の職務に従事する態勢に入り、現に第五回目の爆発までには現実にもその職務に従事していたB警部ら九名の警察官に対する関係においても、公務執行妨戒立することは明白であつて、これを否定した原判決は刑法九五条一項の解釈適察官は、前記のとおり、本件爆発物が投てきされて第一回目の爆発が起つた時点では、職務を執行する義務から解放されている、労働基準法上の休憩時間中にあつと認められるが、その爆発と同時に緊急事態に対処すべく現実に犯人捜索、証拠に 集等の具体的・個別的な職務に従事するに至つた以上、これを公務執行妨害罪にいう職務の存否とは、別の平面の問題なのである。
- (4) 以上のとおり原判決には右の点に法令の解釈適用の誤があり、その誤は 判決に影響することが明らかであるから、原判決はこの点において破棄を免れない。

二 訴訟手続の法令違反について

検察官の控訴趣意(二)は、要するに、原審は検察官が刑事訴訟法三二二条に基づいて取調請求した被告人の司法警察員及び検察官に対する供述調書合計九通をすべて任意にされたものでない疑のある自白であるため同法三一九条一項により証拠とすることができないとして却下したが、これらの自白は任意性に全く疑がないものであつて、これらを証拠として採用しなかつたことは同条項の解釈適用を誤つたものというべく、かつ、これらは被告人が共犯者Aと会うに先立ち本件鉄パイプ爆弾を製造した状況などの立証に欠くことができないものであるから、量刑の点で判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

そこで、調査するのに、原判決は、「罪となるべき事実」の欄の判示から明らか

なとおり、被告人が共犯者Aとともに昭和四四年一一月一六日夕方原判示の被告人 方居室に戻つた後、「同室押入れ内からかねて被告人が用意していた爆弾を取り出 し、吉川とともに火薬のはいつた鉄パイプに濃硫酸入りの試験管を装てんし、『鉄 パイプ爆弾』(略)一五本を完成させたうえ、三本ずつくくりつけて五束とし」た と認定し、かつ、「量刑の理由」の欄の説示において、「特に被告人は、在籍する R大学S学舎が封鎖占拠中であつたのを利用し、同学舎理学部各階の研究室から、 鉄製パイプ、塩素酸カリ、ピグリン酸などの爆弾材料を持ち出して、本件鉄パイプ 爆弾一五本を製造し、火薬を装てんした鉄バイプと濃硫酸を入れた試験管とに分け て自室の押入れ内に隠匿所持していたもので、たまたま共犯者のAが被告人方を訪れて話し込み、寝屋川警察署襲撃の計画ができ上がつたが、被告人が本件犯行の主 導的役割を果したことは疑いを入れない」と述べており、検察官所論にかかる被告 人の自白の内容と概要において一致しているものと認められるのであつて、この自 白を記載した所論供述調書を原審が証拠として採用していたとしても、そのことが 被告人の量刑事情ひいてはその量刑に影響を及ぼすことが明らかであるとはとうて いいえない。よつて、論旨は、刑事訴訟法三七九条の要件を満たしておらず、理由 がないものというほかはない。

(結 論)

以上のとおりであるから、量刑不当を主張する控訴趣意に対する判断を省略して 刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に従 つて更に次のとおり判決をする。

当裁判所が新たに認定する罪となるべき事実は、原判決の認定した罪となるべき 事実のうち「右暴行により巡査部長K外八名の警察官の別紙一覧表(一)記載の各 職務の執行を妨害し」とある部分を「右暴行により巡査部長K外一七名の警察官の 別紙一覧表(一)記載の各職務の執行を妨害し」と変更し、かつ、その別紙一覧表(一)に下記の表を追加する以外、原判決の認定した事実と同一であるから、これ を引用し、その挙示する各法条を適用する。 <記載内容は末尾 1 添付>

量刑について一言するに、被告人らは、その政治的主張を貫くため、殺傷力の強力な鉄パイプ爆弾一五本を製造したうえ、寝屋川警察署の玄関などにこれを投てきして爆発させ、一八名の警察官の公務の執行を妨害するとともに、時事通信社記者 量刑について一言するに 一名を含む七名に重傷を負わせたものであつて、犯行の動機、態様、結果、危険 性、社会的影響からみてその犯情は極めて重い。ことに被告人は、犯行にあたつて 主導的役割を果していたものであり、かつ、起訴後も永年にわたり黙秘を続けて徹 底的に事実を争つて無罪を主張し、終結近くなつて共犯者の吉川が逮捕され、昭和 五二年六月八日被告人の公判においてその犯行を証言するに至つて初めて事実の大 綱を認めたにすぎず、反省の色は認められず、被害者に対し慰藉の途を講じていない。反面、被告人は負傷警察官らに対して謝罪をする気持のあることを表明していること、妻子を得て社会的な責任をも感ずるに至つたものと認められること、既に 大学を卒業しておりその専門的知識を利用した職業生活を続けることが期待される こと、本件犯行後九年を経過し被告人は直接、間接に相当の社会的制裁を受けてい ると認められることなど原判決が説示する被告人にとつて有利な事情のあることを も考慮し、被告人に対しては主文の刑をもつて臨むのが相当と判断した次第であ

よつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 瓦谷末雄 裁判官 香城敏麿 裁判官 鈴木正義)